2　附則第二条に規定する施設のうち新規則第八条の七第二号に定める管理要領が定められていないものに係る新法第十四条第五項の規定による使用の方法に係る点検については、この省令の施行の日から平成二十七年五月三十一日までの間は、新規則第九条の二の二第二項中「第八条の七第一項第二号に規定する管理要領からの逸脱の有無及びこれ」とあるのは「有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る作業」とする。

第九条　水質汚濁防止法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出は、新規則様式第一の例による届出書を提出して行うものとする。

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告　示

○総務省告示第百三号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百四十一条第一項の規定に基づき、水底線路の保護区域を次のとおり指定する。

なお、昭和三十一年郵政省告示第二百六十六号（公衆電気通信法に基き水底線路の保護区域を指定する件）は廃止する。

平成二十四年三月二十七日

総務大臣　川端　達夫

第一号

一　敷設区間

八丈島～父島間

（八丈島側）東京都八丈島八丈町三根四二一七番地先

（父島側）東京都小笠原村父島字西町一三―二番地先

二　保護区域

線条の左右各五〇メートル以内（我が国の領海内に限る。）

三　敷設状況

水底線路一条、別図㈠のとおり

第二号

一　敷設区間

八丈島～母島間

（八丈島側）東京都八丈島八丈町三根四二一七番地先

（母島側）東京都小笠原村母島字静沢五六番地先

二　保護区域

線条の左右各五〇メートル以内（我が国の領海内に限る。）

三　敷設状況

水底線路一条、別図㈡のとおり

第三号

一　敷設区間

父島～母島間

（父島側）東京都小笠原村父島字西町一三―二番地先

（母島側）東京都小笠原村母島字静沢五六番地先

二　保護区域

線条の左右各五〇メートル以内

三　敷設状況

水底線路一条、別図㈢のとおり

第四号

一　敷設区間

須波～佐木島間

（須波側）広島県三原市須波ハイツ一―七六五番九五三地先

（佐木島側）広島県三原市鷺浦町須波六一番一地先

二　保護区域

線条の左右各五〇メートル以内

三　敷設状況

水底線路一条、別図㈣のとおり

第五号

一　敷設区間

米須～南大東島間

（米須側）沖縄県糸満市字米須嵩下原一五三八番四

（南大東島側）沖縄県島尻郡南大東村字池之沢四五五番一

二　保護区域

線条の左右各三〇メートル以内（我が国の領海内に限る。）

三　敷設状況

水底線路一条、別図㈤のとおり

別図㈠八丈島・父島・母島

